

令和5年第2回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和5年2月24日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	<del>9番 西村 功</del>	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(1名)

9番 西村 功

○ 事務局職員出席者

事務局長	野村 隆二
次 長	山本 孝浩
主 査	出口 大悟
主 査	小林かおる

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農用地利用集積計画の内容変更について(農地中間管理事業)

議案第9号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第10号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

議案第11号 現況証明について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 7 番 (森)

議事録署名人 10 番 (春日)

開 会 令和5年2月24日 午後3時00分

局 長 (野村 隆二君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年第2回農業委員会  
総会並びに協議会を開会させていただきます。

まず初めに氣賀澤会長より挨拶をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

先日は、ファーマーズの集い、それに続きます祝賀会を無事に終了することが  
できました。ありがとうございました。

祝賀会、集いともに事務局の方の御尽力により大変いい会になったと思いま  
すので、この場を借りて事務局の方々に御礼申し上げます。ありがとうございました。

時期的に言いますと、今はちょうど申告の時期で、皆さんもその辺で頭を痛  
めているかと思います。

私もやっていますが、まだ減価償却等の経費をちょっと打ち込んだくらいで  
ほとんど進んでいないんですけれども、私ごとで恐縮なんです、減価償却の  
償却期間がちょうど今年の途中で切れまして、かなり減価償却費が少なくなり  
ますので、決算するとどうなるのかなという、ちょっとそんな不安もあります。  
そこら辺は皆さんと同じようなことを考えながら計算のほうをしたいと思いま  
す。

そんなお忙しい中、またちょっと雨が降る中をお集まりいただきました。こ  
の会議がまた有意義な会になるように御協力をお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

局 長 (野村 隆二君)

続きまして会議前の一言と農業委員会憲章朗読ということで、7番 森武雄  
委員、お願いいたします。

7 番 (森 武雄君)

それでは会議の前の一言でありますけれども、今月――2月6日にトルコ、  
シリアのあたりで大きな地震が発生したということでありまして、毎日テレビ  
等をにぎわせておりますけれども、お聞きすると死者が5万人を超えたという  
ことで、毎日聞くたびにその数が増えておるといような深刻な状況だそうで  
す。

日本でも12年前の3月11日に東日本大震災ということで大きな地震を経  
験しております。

私ごとですけれども、私は誕生日が3月11日でありまして、実は3月11日の大地震があった日にちょうど誕生日休暇で職場を休みまして千葉県のディズニーシーへ行っていただけです。

それで、午後2時40分ちょっと過ぎだったと思いますけれども、食堂でビールを飲んで、いい御機嫌で園内を歩いていましたら、すごい揺れに遭遇しまして、もう立っていられる状態じゃなかったんです。周りのお客さんたちもみんなしゃがんだりして、人によってはもううつぶせになってその場をしのいだというような状況がありました。

それで、怖かったのは、余震がすごく続きまして、1回だけじゃなくて数多くの余震がありまして、夕方近くになりましてかなり浜風が吹いてきて寒くなって、また薄暗くなってきたということでしたけれども、危ないから建物の中に入ってはいけませんということで、配られた段ボールやビニール袋をかぶったりしてずっと外で寒さをしのいでいました。

何が一番怖かったかっていうと、もう携帯電話が全然通じないという状況で、外の状況も全然分からないということがありました。そんな中で、建物の中に入ってはいけないということでしたので、そのまま過ごして朝を迎えました。かなりの地震でしたので、津波が来るんじゃないとか、いろんな心配をして一晩を過ごしたわけでありましてけれども、翌日は無事に帰ってくることができたと、そんな経験があります。

あれから12年たつわけでありましてけれども、まだ東北の皆さんの中には仮設住宅で過ごしている人もおられますし、まだ設備だとかいろんなものが元に戻っていないという状況であります。

地震というのは、突然やってきて、なおかつ復旧までにすごく時間がかかるということで、しみじみ怖いもんだなあと思いました。

そんなわけで、シリア、トルコの皆さんも今はかなり苦しい中で復旧を待っていると思いますけれども、日本としましても何らかの支援ということを考えていると思いますけれども、できる限りの支援をしてやりたいなあという気持ちになりました。

先ほども会長さんがお話をされていましたが、この時期は所得税の確定申告の時期であります。申告書の最後に近い欄の税額を計算するときに復興特別所得税という欄がありますけれども、毎年その額を計算するときに、ああ、まだ地震の影響があるんだなあということをしみじみ感じております。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

会 長

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

（氣賀澤 道雄君）

それでは始めたいと思います。

これより令和5年2月1日付、告示第2号をもって招集した令和5年第2回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

9番 西村功委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において7番 森武雄委員、10番 春日知也委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査

（出口 大悟君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

中割区、XXXXXXXXXXの東1筆1,500㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は果樹栽培の経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は現状では耕作が困難であり譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの北1筆895㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては3ページ左側を御覧ください。

3-3 で表示した場所になります。

東伊那区、[ ]の北1筆 653 m<sup>2</sup>になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は現在も当地を耕作しており引き続き耕作するため取得したい、譲渡人は高齢であり後継者もないことから譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

25番 (米山 茂寿君)

1番のほうですが、[ ]さんが購入した場所、地図の場所から東に300mぐらい下に[ ]を栽培しております。それで、[ ]の関係を拡大したいということで、今回この場所を購入して規模を拡大したいということで、特に問題はないと思います。

以上です。

6番 (田村 晴男君)

2番の内容ですが、地図の印がある田んぼの隣の田んぼの持ち主が[ ]さんといい方で、その隣の譲渡人が[ ]さん——これは[ ]さんであります。

[ ]さんは右下の田んぼのところでほかの方の田んぼを預かって作っております、ちょうどその土地とこの土地が同じくらいなので、こちらをお譲りしてちょっとだけの田んぼのほうを借りておくという2筆の話があったわけです。

ここの2枚は非常に湿田で水はけの悪い田んぼありまして、排水工事をするにつきましても両方を先にやっちゃったほうがいいだろうというような形で中山間地の交付金を使いながら排水工事をしまして、その後、周りの水路工事のほうも併せて広域協定のほうで2本の水路を改修したというような形で、大変すばらしい圃場になっております。つい二、三日前に竣工しまして、受け取

りをいたしまして、大変すばらしい田んぼになっております。これからいい仕事ができるんじゃないかなあというふうに思います。

以上です。

21番 (白川 眞武君)

3番になりますけれども、1月21日に滝沢委員と現地を確認しました。

この土地ですけれども、長年、譲受人が耕作を続けておりました。譲渡人は高齢で後継者がいないことから譲渡人に売買の話をしたところ、譲受人が売買に応じてくれたということです。

譲受人は地元の専業農家で、          を多く栽培されております。

それで、このまま問題なくこの土地を耕作していかれるものとして問題ないものと判断いたします。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第7号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第8号 農用地利用集積計画の内容変更について(農地中間管理事業)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (小林 かおる君)

議案書4ページをお開きください。

農用地利用集積計画の内容変更について(農地中間管理事業)を御説明し、御提案とさせていただきます。

1月の総会で承認いただきました農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)の中に仮登記が設定された農地が含まれていたため、農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を変更するものでございます。

長野県農業開発公社では、公社の運用上のルールとして、仮登記とある場合は貸借契約後に仮登記されている人に所有者が変更になる可能性があることから、仮登記が抹消できなければ取扱いができないとされております。



内容変更後の農用地利用計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和5年1月31日でございます。

期間の終期でございますが、5年が田8万6,102㎡、畑155㎡、10年が田19万4,189㎡、畑1,479㎡、合計で28万1,925㎡でございます。

貸手が67、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

5ページが利用権設定を変更する筆の明細となっております。

67名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で131筆を貸し付けるという変更となっております。

権利の種類につきましては御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第8号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第8号 農用地利用集積計画の内容変更について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第9号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (小林 かおる君)

議案書6ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について(貸借)を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和5年2月28日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが8,103㎡、畑が1,465㎡、樹園地が1,759㎡、合計で1万1,327㎡でございます。

貸手が7、借手が6です。

下の(2)番(3)番の表につきましてはお目通しいただき、7ページに個別の詳細が載っておりますので、御確認をお願いします。

また、8ページにつきましては解除条件付貸借となっておりますので、御確認をお願いします。

- 以上、御審議をお願いいたします。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは地元推進委員の補足説明があればお願いいたします。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、議案第9号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第9号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
ここで議案第10号の審議の入る前に申し上げます。  
農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により3番 堀敏委員、22番 大沼昌弘委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。  
〔3番 堀敏君・22番 大沼昌弘君 退場〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、  
議案第10号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (小林 かおる君)  
それでは議案書9ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を御説明し、御提案とさせていただきます。  
農用地利用集積計画総括表を御覧ください。  
公告年月日でございますが、令和5年2月28日でございます。  
期間の終期でございますが、5年が田3万8,028㎡、10年が田12万2,346㎡、畑2,238㎡、合計で16万2,612㎡でございます。  
貸手が50、借手は長野県農業開発公社のため1となります。  
10ページから22ページが利用権設定する各筆の明細となっております。  
41名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で99筆を貸し付けるという

ことになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございます。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元推進委員の補足説明がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ちょっと数が多いものですから、時間を取りますので各地区の御確認をお願いいたします。

〔各自黙読〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第 10 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 10 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔3 番 堀敏君・22 番 大沼昌弘君 入場・復席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 11 号 現況証明について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書 23 ページをお開きください。

現況証明について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 2 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 24 ページの左側を御覧ください。

現況証明一1 で表示した場所になります。

北割 2 区、[REDACTED] の南 1 筆 95 m<sup>2</sup>になります。

23 ページにお戻りください。

施設等ですけれども、宅地敷地ということで申請が出ております。

経過説明でございますが、昭和 47 年月日不詳以前から宅地として使用しており、土地家屋課税台帳、駒ヶ根都市計画図、航空写真等により宅地として使用していることが確認できたほか、地元農業委員、事務局で現地確認済みであります。

続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては 24 ページ右側を御覧ください。

現況証明一2 で表示した場所になります。

中割区、[REDACTED] の西 2 筆、計 1,040 m<sup>2</sup>になります。

23 ページにお戻りください。

施設等ですけれども、工場・通路敷地ということで申請が出ております。

経過説明でございますが、昭和 45 年月日不詳以前から工場・通路敷地として使用しており、提出された土地家屋課税台帳により建物等を昭和 44 年に新築していることが確認できたほか、昭和 45 年に建物が登記されていることを建物図面において確認しており、地元農業委員、事務局で現地確認済みであります。

以上 2 件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の方の御説明がありましたらお願いいたします。

2 番 (塩木 操君)

1 番の件ですが、現地確認いたしましたところ、土地所有者の建物が敷地いっぱいにて建てられていたことを確認しました。

以上です。

25番 (米山 茂寿君)

2 番です。

9 日に私と副の堺澤委員さんにて確認のほうを行っております。

現状は、工場ということでありますが、もう製造というか、何もされていないということで、ただ工場が建っているということです。

あとは手前の工場に入ってくほうですが、これもまた何も、畑というか、工場の入り口ということで、特に問題はありません。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

- これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 11 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 11 号 現況証明については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
以上をもちまして……
- 17番 (中嶋 隆君)  
1点よろしいですか、終わりになっちゃうから。  
この件じゃなくて、別件で。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
総会はこれで一旦閉じますので、協議会のときをお願いします。
- 17番 (中嶋 隆君)  
総会のほうで言いたいんだけど。  
議案の審議は終わりだけど、総会は終わりじゃないですよ。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
総会は土地に関する審議だけですので、もしここに出ている内容以外のものでしたら協議会のほうでお願いします。
- 17番 (中嶋 隆君)  
そういうものなんですか。  
じゃあ総会で議題に載らないと何も話ができないっていうことになっちゃうけど、そういうものなんですか。
- 次 長 (野村 隆二君)  
はい。
- 17番 (中嶋 隆君)  
総会での議決っていうのは何もできないんですか。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
だから……
- 17番 (中嶋 隆君)  
協議会での議決なんて何の効力もなくて、総会での議決でないと効力がないと思うんだけど……。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
総会はこれで閉じますので、45分から協議会を始めますので、中嶋委員のほ

うで意見がありましたら協議会でお願いいたします。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和5年第2回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

御苦勞さまでした。

閉 会 午後3時32分